

高萩・北茨城広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和元年10月9日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員の職務に専念する義務の免除については、北茨城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和31年北茨城市条例第26号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。